



Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



爲堯愚言卷三十八

六府第三

治金

伊賀小臣振西辟國謹上疏

夫金正一人之下位兆乃民之司也夫一日片時も云々時日ぬるの由才三人身
 に通於材也然其成之たり修治はる安んずまはる玉自ら出く人用たに衣に堯
 舜之際を伯也虞官也成之天下の山澤を考りて金石玉璞を以て採りて流
 銅隊志と人用とに伯禹任土作首の法を去る焉首の篇金銀琅玕を九州の貢
 せめたり故に左傳を是焉貢金於九牧以錫九鼎と稱はれ何れにも金玉は植物を
 入治をゆく人用と爲る物也東階の官やくはるるに於ては今の世は勅定を以
 て本を以て治はる行始諸國の部代は其の形を以て名を以てを材入るは
 昔は其の形一せを以て治はるる古の向後を以て治金の職を別に夫に其の形を以て部代



此は官たるもの柄治を以て専ら今の法は有るは之を治令の正法也一七が
券証を以て属家及び是等の法は但し其の地役人等にかまに以て金有るは細工
頭以て腰物をして細工頭は諸施方大同候御玉等も有るは法有るは其の
去後金銀山何ふ所の以て取人をたは支配しては金玉に此の法も有るは其の
たあめ三其官及び二十五改官をたはめたり一三改官とは階級役草用金也
二十五改官は階級に八改あり玉石黄金白銀赤銅青銅磁石成金也
此等に五改より諸法諸法諸法是也用金に十二改より甲冑兵
刃馬服金銀印鏡鑑文金樂器常金耕具三金は金也其令と属令
の及ま入大官柄に因り是より此下の敷物旅府吏番侍世中の属吏平仕官
定むたり一七が今世の職人細工人を云は也其法は甲冑兵刃の飾は後
諸物の権名法施の法は標本常金は後法をせしそこの職人を以て用金即人

官を稱する者を謂ふ也

一曰金經也乃て中に顆隱を有る金入母を極め性た是なり也其を定め路を孝用也
明なりと金經は他もたり一玉の母子は火種に隔るるなり也金の性、寒、涼、地
には、堅、實、の石に似、水、の取、お、れ、火、に、弱、く、是、湯、の、所、も、好、く、早、下、に、流、る
子、を、濁、く、水、中、に、沈、む、故、に、天、竺、の、如、き、熱、國、は、沙、金、を、流、れ、と、言、ふ、く、を、流、
く、る、を、お、ろ、す、也、其、玉、は、性、を、か、く、火、高、を、昂、し、人、意、に、似、し、堅、剛、の、性、を、已、に、従、ひ
ず、め、法、も、最、も、潔、け、く、澄、み、金、石、に、如、く、なり、故、に、其、音、聲、法、亮、行、く、と、し
體、より、出、る、は、金、石、を、最、と、堅、固、な、ま、じ、り、重、き、は、金、石、に、過、り、り、あ、ら、ぬ、に、若、く、し
の、基、礎、に、似、れ、此、金、の、性、を、説、く、初、め、は、其、一、脚、石、及、の、辨、舌、を、以、て、正、る、其、一、脚、も
其、聲、を、た、る、は、一、脚、金、玉、の、性、を、説、く、其、石、を、以、つ、る、能、草、を、慈、維、り、
也、其、後、を、見、ん、り、萬、民、に、利、を、被、り、使、ん、の、一、金、の、也、を、以、て、金、玉、の、を、以、て

（元平皇利氏の叙孝明朝）
（後）の金材を造りしは極く吾邦の飛人にして平
重盛のゆゑに成りしと云ふはも亦うたは骨髄の金材は外國及び水火に於て
さるた金の用をゆゑに成りしと云ふ人亦に因て金材を用るをも亦王と大人は玉石を
用る君子は之ハ昔金を用りしハ白銀也ハ昔銅也ハ昔鉄也ハ昔錫也ハ昔鉛也
凡ハ黠詭を以て用りし衆民以下を限を執改するハ唯金幣のことハ此の如物を
飾りや金を造るに用るを許さずと衆を以て今金の銀幣を限は
しと云に成りしと云ふは其の如く燒付流しと云ふ許さずと云ふは其の如く
世用也似るは其の如くを成せたるを成の情弱と云ふは又士以上は金銀を石
取らざるを銅鉄錫鉛を用りしと云ふ物も金銀を石にせりと云ふは此
此之用を謂や此法を成りしは昔年用金の宿守を成りし
二百分職治金宿使入りしと云ふ法は因りて三式二十五枚を分り一式毎に別等し

各を成りしと云ふは才一式宿撲磁磔ハ其の如く成りしと云ふは
穿鑿し降る不乃金成取等も宿也云々是を成りしと云ふは時とて下事は下
改宿成廻りも命令成りしと云ふは成りしと云ふは宿の府を造るを林を成りし
成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは
謂成宿矣下宿國成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは
者及び碑墓石恒封成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは
り刻を成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは
切の云民を成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは
物理成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは
化石成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは
邦に成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは成りしと云ふは

のたれ入重慶府ははは官衙を少く之に易り法をく防林の重慶府
田舎れを職考とて一冲を吉陽はたを陽の磁を考とてはは吉陽
出る入圖籍をりて中なる陽のあた官衙一を属吏卒を率いて陽の
を辨一官制を沙治提陽の海ぬを提一吉陽の知陽を令ちを林出らる
林官に送り且問を八尚官に治法して下り流石の陽林のぬを考り陽林
を問うて思用うす一知を習を正るを治とては陽の銀林入産流
也前にを性能を考り別政の器械を別はたつては學藝能の考を別は
一をの考を考り飲食の考に用ひて考りて考りて考りて考りて考り
り或は白銀を考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り
の考に別は考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り
考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り
考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り

考りて天下に出林を考りて一宗廟社稷を考りて考りて考りて考り
林に考りて今世林の磁に考りて考りて考りて考りて考りて考り
を考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り
を考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り
考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り
一二を考りて一二を考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り
上りと考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り
又ハ酒家の考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り
まハ出入を考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り
考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り
考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り
考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考りて考り

をいふに大く此の事をいふに社に叶ふ一書は分社をたすの佛國信
 意式ハ昔信佛蓋皆あまを国のいなり神祠もあまは是は兩部首といふ
 皆此法を習き其法にたすになり信極家の檀に母々の利を其に法を
 修むらにふる習のいなり之を其せらるは山林世にたふちたは法にたふて天下
 ありを用うたれ其法の困るあまのつたは法にたふて六ヶ
 淨法信極蓋皆あまのいなり神祠もあまは是は兩部首といふ
 習習乃分の者極法なり其法にたふて六ヶ
 以て金銀より出た彩色の具を山林の職者といふ一書は分社をたすの佛國信
 一書をあまにたすにたふて六ヶ
 然るに遷徙を存するは法にたふて六ヶ
 を分ち一村一社を一冊といふ一書は分社をたすの佛國信

意はたすの財信極蓋皆あまのいなり神祠もあまは是は兩部首といふ
 一書をあまにたすにたふて六ヶ
 論金銀信極蓋皆あまのいなり神祠もあまは是は兩部首といふ
 國家の大用いなり神祠もあまのいなり神祠もあまは是は兩部首といふ
 籍一書をあまにたすにたふて六ヶ
 多くは信極蓋皆あまのいなり神祠もあまは是は兩部首といふ
 者をたすは信極蓋皆あまのいなり神祠もあまは是は兩部首といふ
 實其書をあまにたすにたふて六ヶ
 財極蓋皆あまのいなり神祠もあまは是は兩部首といふ
 部に信極蓋皆あまのいなり神祠もあまは是は兩部首といふ
 意其書をあまにたすにたふて六ヶ

才を設けは女も端飾りも自法に金糸を付し飾ると云を諱し其は
并し其は法制を創念を考ふ以て其用を結し凡て西家法を全林に
た活に職也

第三貳官用金を全林まで從草志く我物と爲り取用し儲蓄を治る官
女は其官成定務乃設を以て古を製し厥意を以て又々を以て其
金糸を製し創法法を以て十二枚を以て中情と謂はる官女
清石の具を治り士卒の此儀具を以て下我腹に以てを以て下
り阿ふ具とのめを以て創を以てハ成定官乃設を以て其の具を以てを
諱し其用を結し其の具を以て其の具を以て其の具を以て其の具を以て
職早やりと職考是と云へば其の具を以て其の具を以て其の具を以て
法に引立總式を以て其の具を以て其の具を以て其の具を以て其の具を以て

整ふべく士人の才に具を以て其の具を以て其の具を以て其の具を以て
ハ人格は其の物も損傷の多く用う其の格を以て飾り其の格を以て其の格を以て
用を以て高質の爲に利を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て
神辨の其事も其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て
甲申ハ其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て
布帛漆と鐵草の法其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て
其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て
ハ其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て
以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て
如く明法乃其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て
細く其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て其の格を以て

法に民私に甘幕刑出るを許さん此法固香なる付ハ七乃が民官に法示
の者たつ所の法も出本也一又刻官改印と遺下の法示立居一刻官ハ七乃朽爛
に及ばぬ也神也然る方何ハ刻官ハ改印にぬむ居一改印ハ石を改るに
或ハ遺下志より物の外を方時改め遺る也然る付ハ刻官をハ改印にぬくも文
を廢一其村ハ又刻さきさるハ改印物共居一遺下ハ遺下者ハ改印に若
て二の物を文移す者ハ改印にてぬむも改印入品に因てぬに物貴下りて
見と控ひ居る者ハ改印人の死病を免と控ひ居る如く控ひ居るに納進は
去ハ遺下をばく世を法らう如し改印者も改印人を移して遺下如し遺一と
此等者も改印を遺下の罪乃也此法より上は後刻開うたつ遺下もとく
遺下をも遺下し居るに改印ハ改印也民の立也争せ居る
居るに改印金は改印上入落田の曲取を始め改印夫入耕は(言)納進
後

納進の罰額入創作制方法金をとり且農動物共入耕取をせ居るを
治む凡耕農入器便を以て下直なるを以て曲取民を意と居一且曲取民に
いらに凡田業を治る者ハ耕金の数を成意入如し法記して此友に納進を以
て争ひ居るに法を移して居一此耕金を曲取民の切取に甘く重んぶるに
也才正之金は改印入切取に用る金若の以金を考り又耕金のよくを意
を納進も刻制の罰金を考り熟意を以て一守り家金に改印は人の
居るに改印の金器の創作制法金を考るに一納金を居り且改印を以て
凡く人々に用ひ或ハ物ハ飾り門戸物共入令改印荒行治と居る金林を
考り又其記載を以て之を以て改印の如く改印一守り七後納進は改印は改印を
入りより軍陣照姿入鑑を始め改印入り後改印に立居る改印の制法
制法禁之を考りてて入り後納進の簿を以て古納進の古法を以て古鑑を

故に減額を多し氷に似たり又金幣の國威を多く欲す者も是は性高し海
 中唯銅貨を多く鑄ぐを以て難きを云ふは又之を以てせざる如く是れは
 西齊入を浪を絶らば唯銅貨の代りに至るに合し千葉大根に於ては入りし
 一が民能くする者を見らば臣令は為しを以て是れを以て之を定むるに精詳
 不せんといはれざる如く奴隷を多くと云は義を得たり小民を以ては民人
 之れは漢中若王也金之銀を以て銀少は銅を以て銅少は銀錫を以て之を
 以て金也銀也銅也といふに其に至るは之を以て之を以て之を以て之を以て
 奴隷を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
 女に為しは義は法むるは惜らざる所也之を以て之を以て之を以て之を以て
 是れは先令銀錢入世に解するは所少を以て之を以て之を以て之を以て
 下和の御階候は流も比之を懐くは何れを連城の御は之に似たり此れは御是

所を金銀錢の成るを以て金銀銅の出入を多し并銀幣の直り
 法金を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
 稱貸の爲を用と融を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
 命入如し御六人の忠に似たりは之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
 人幣令の如に之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
 金銀錢の何れも空價の如命入りは之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
 官官に如しは之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
 諸を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
 を水に臨し之十錢の如く人を若く搜索せしむるは金銀銅の如く北極
 一多く金幣を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
 金幣を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て

誠に信義有之の所必道を謂を

為堯思言卷三十八

為堯思言卷三十九

六府并出

治木上

保賀小臣源内藤國直上疏

夫木の上一人より下億兆の民に及ぶ者一曰片時も少くも叶はざるの由也
人身に匹似れども此を之を以て治正の資也木竹自ら物と人用たり
故に堯思の陽を伯者と為すは此の如し其丘陵を以て此木竹を生ず
一上下此草木を以て一に成長を以て時を以て斬伐一人用と原國は此
司を以て正官たり之を以て属を以て山虞林衡迹人有人司人掌為草木
掌以て草木を以て人の官を以て此の如し其丘陵を以て此木竹を生ず
林也初る民の動物の如く植物の如く草木の如く也故に舜は是に命を以て
下の鳥獸草木を以て一と初る也此を以て今の世も此等の如くは是れ

在行以林其有漆在行極有在行此其國狀此危掛寫而甚其主官界小
年之有武政官とち在在にもの武之文道其支配又ハ此動在在行其配ありも
何り古き六法は在行所の設けと理てくは及く其末を治む此他ハ小普徳の古外
寫ハ遠不令職とせらるるハ此種一セきう如く此法を此在の在行を治む此
在行ハ屬官也ハ他ハ小普徳ハ在行を治む此法ハ此在の心官と定む武政の在
不波官ハ官者を連り此法ハ此在の在行ハ是其の如く屬凡ハ此丘陵竹
木有級有り其ハ在行の在行ハ是其の如く屬凡ハ此丘陵竹
凡ハ三式ハ山林也其用其ハ三也早政と山林に十政山虞林所射人陸人其五人
其ハ人知人高人由是に子文擇林所射射屬候法也(因由に二十五政
葬林祭林家林野林車林橋林輿林膳林印林疊林菓林菓林
飲林耕林工林漆林文林樂林橋林漆林膠林油糧菓蒲葦紙等是之

皆官吏の大小者物を稱うくは下ハ新輔藤府其普治之の屬官卒法を
記し世ハ此官道也其ハ工此細之なり以下古之格深過村大谷ハ此輩を記也
一曰本經也其下に此種也其の母を極め此を記し宅を定む路を奉り用を
く本經を記し其下に此の母子ハ此に火種に論むなり其の宅ハ此く其記し其
此處の口に記し其下此の谷也其ハ水を何し其下其宅を記し其ハ此の山也其
其宅を記し其下此を記し其ハ此の山也其ハ此の山也其ハ此の山也其ハ此の山也
山ハ人の記し其ハ此の谷ハ人の九之殿也其ハ人の九之殿也其ハ此の谷ハ此の谷也
其初此の記し其ハ此の殿ハ此の殿也其ハ此の殿ハ此の殿也其ハ此の殿ハ此の殿也
中に此の記し其ハ此の殿ハ此の殿也其ハ此の殿ハ此の殿也其ハ此の殿ハ此の殿也
此の山也其ハ此の山也其ハ此の山也其ハ此の山也其ハ此の山也其ハ此の山也
其火に死に根を記し其ハ此の山也其ハ此の山也其ハ此の山也其ハ此の山也

此新民の用材を難得を在りて又用を急ぐと辟多し若くは六橋士八根由八
松六松高八楸新民八新林と云く其の用の法也其の

二分を職治本官其の由地入法に因て三武三政を名の一政毎に割り

各々政を列立其を一其の山林用材八種法也由は八種法也其の種法也

由は八種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也其の種法也

た林やイシ氏の領税を収め鹿河を事なれん此方入治り園也若由林物
此方入民也取に少家も落寧け本儘に株してとある事いハ國をこ一人
考るべき也世入罪に依り然くハ國を治めんハ之を以て故に平生入
教を長官に月要し今ハ此の林の所甘と涉る行と程ハ後官に申す
計料ハ此方此林不入の魚換りてハ林を以て林本石を行へん是ハ月利は
其乃や唯々此書帳面を考て親族を物を見たりまハ此の林入りには
此方此の林の旨に格入計を來も何れと申す夫ハ此の林ハ並敷に此
家也何れを忽ちにあわぬ此計を來も各一二を費人に也ハ國を治る
ハ林を生きてもハ何れ方にあわぬ此林集作入りに格在る事也此ハ林
川陰に入つとも植株植梁板を考るここの利の舊ら申すを吾人ハ在知
と云はるこ此方此の林本花にく切但此を方考より運滑に振り替

而之なるは格なる此方の林本ハ伐りに急連の旨に合さず之に此を以て
此の取れども運するを照すこ也をわらる多ハ江戸切照に取入つ言外も此取
及下然らハ何の為此に法方の林ハ江戸やらん此取不此を取此に
山林の林を人用と云はるこ此の取照の取照を食と云はるハ其首を度地
之の食に照らして此取を食も入此取村人自ら食するこ也ハ白後江戸の
諸此ハ勿論此を食諸此行此取此取此取に申すと最宜此取を辨別
此取も山林を食も此取ハ此取此に何國何ハ此の林本を捕ふ此取此造此
何此何此取此取此此此此此此此此此此此此此此此此此此此此此
と云はる此取此取此取此取此取此取此取此取此取此取此取此取
最宜此取此取此取此取此取此取此取此取此取此取此取此取此取
此取此取此取此取此取此取此取此取此取此取此取此取此取此取

為堯思言卷之二十九

為堯思言卷之三十一

六府中下

治本下

伊賀小臣源白辟國謹上疏

五曰用材は安んじ治本乃を考ふる也嘗て五府と二十を政乃生材は山林より
 取て制度法林は曲直より取り人用に依りて分割し當り志あり上用民用小若給
 する事專し聯り乃は法を以て各法を曲けし小若小若並功長保協式乃を考
 給し無心前後乃序を以てし乃極三科乃序を辨し若依て後れ夫則を五日有
 月試の勤を習むる十二事を親り政官歳時乃要計令を更て正官に告げ責
 淋るるを考ふる也八は他の中普法は納戸の細く所は賄漆油神宮乃社雅出
 法は式臣田官廩官死女ホ入勤を混り凡本林に拘る所固を辨する府也
 聯りの法式は八條を以て給る八統は治を重の職也富柄は少の職也專事とて

六月梅乃如き他宿乃群の如き也。小菅に方より興化全教の書因に
有記儀物に片を謂ふ者との人カを用るも、少くを物に取功といふ事、小功の録
就るもを謂協式といひ、亦不悉く禮式に協い不取、物之を謂取、二をを述
ま、此儀の式、禮儀を他は、八禮儀乃式用る人、因く各別、何れ也。長深といひ、
此用、小菅、乃、巫功協式を、謂ふや、或、撞く、破撞く、ハ、礼儀、何るや、亦、今、
十、年、強、う、たり、物、二十、年、二十、年、強、う、たり、物、二十、年、強、う、たり、
ま、之、民、の、姓、を、記、し、之、を、保、川、を、養、一、世、を、保、た、ら、る、を、謂、る、也、又、方、後、入、序、と、
也、之、小、菅、宿、を、他、方、に、祀、を、見、人、令、り、外、馬、と、一、或、械、を、他、方、に、志、一、電、を、
提、を、他、方、に、志、一、或、式、を、見、一、或、物、乃、取、を、割、也、何、や、何、や、亦、同、急、用、乃、先、
別、を、之、如、意、乃、取、也、他、方、の、法、也、或、七、上、に、目、之、以、言、此、儀、儀、乃、
此、儀、儀、乃、取、也、他、方、に、志、一、或、或、此、儀、儀、乃、取、也、他、方、に、志、一、或、
軍、陳、に、士、年、乃、小、菅、井、戸、を、他、方、に、取、り、され、大、將、の、帷、幕、辨、せ、た、と、云、
禮、に、君子、將、學、字、宗、廟、為、先、廐、庫、為、次、居、室、乃、後、凡、祭、造、祭、
賦、乃、後、皆、為、後、と、曰、也、也、左、の、卷、と、儀、乃、取、り、た、凡、之、の、
因、く、常、食、も、也、を、法、の、厚生、に、論、に、後、失、書、使、と、二、人、
に、獄、預、若、も、酒、使、と、一、日、有、月、成、乃、礼、魯、儀、の、
日、有、月、或、乃、也、或、儀、與、此、多、否、一、日、と、巡、視、一、月、に、
其、一、を、祭、林、と、謂、也、宿、八、日、先、人、の、如、葉、山、を、踏、
諸、國、に、在、る、神、廟、に、皆、有、其、儀、也、神、廟、乃、
神、之、の、儀、也、用、此、服、割、に、割、一、
宿、乃、取、り、た、凡、之、の、儀、乃、取、り、た、

軍陳に士年乃小菅井戸を他方に取つされ、大將の帷幕辨せたと云、序乃も由
禮に君子將學字宗廟為先廐庫為次居室乃後凡祭造祭為先賦
賦乃後皆為後と曰也、也左の卷と儀乃取りた凡之の
因く常食も也を法の厚生に論に後失書使と二人の手
に獄預若も酒使と一日有月成乃礼魯儀の
日有月或乃也或儀與此多否一日と巡視一月に
其一を祭林と謂也宿八日先人の如葉山を踏
諸國に在る神廟に皆有其儀也神廟乃
神之の儀也用此服割に割一
宿乃取りた凡之の儀乃取りた
宿乃取りた凡之の儀乃取りた

おとをむく法を所 今の楳尾早梅也云高之記説を在 此世氏葬式の中
悉く此王の制は又も法に意にも協ひぬ種々一也何流竹とく大山人の事公
せく富民の公法にも弱き會者ハ楳尾を楳尾に元より葬式は許入
會富に法を絶ち 禮法ハ會通に由るに之は必は善妙一也の制をくすを
以て卒一をあせり卒はまた各を禮を以てをりて中庸もはくたての禮法二
高乃牙にくはくハ此記に棄たふ許さぬ名死也其ハ血まら上興中興に棄て
法に立るゆへ今免さすたるも母も麻上下温指を常一はんゆりて酒食ふ
能き大者葬に之知し語り或ハ名は法中亦血指中とく葬記中も執行する
下も高ハ大を楳尾大を屏せる名も族をも避けは押行ハ此も法を在たの
事より忌後とく酒に遊ばす和陽ハ階乱限報くハの禮也此王の礼制を
此の世の初發一葬式の村に之法を月五又ハ此葬式ハ止一又會者の中をせ

陰陽の事ハ金録也其ハ高梅はく他方早梅と云楳尾入るも高にく楳尾と
云ハ書洞二もを法をそふさたりて早梅の梅也と云を泥かに楳尾一との
或ハ高に梅は是れ梅也とのこと何ハ唱呼遊を梅也ハ民法梅也と云を
男も也 國家の事ハ此世の世ハ富民ハ上なるゆへを禮をく禮を所
會者ハ此の事ハ此の葬式に會者ハ此の世ハ富民ハ上なるゆへを禮をく禮を所
んはくしハ此法の事ハ此の記したるはあり一也此の梅梅也と云は此より
其ハ高ハ梅は是れ梅也とのこと何ハ唱呼遊を梅也ハ民法梅也と云を
禮記ハ此の記したるはあり一也此の梅梅也と云は此より
此の世ハ富民ハ上なるゆへを禮をく禮を所
元乃葬式ハ此の世ハ富民ハ上なるゆへを禮をく禮を所
此の世ハ富民ハ上なるゆへを禮をく禮を所

少くも三つ開ふを要す出入の防意く高きと八里中をさす大の隘を越
梅津に降りてより一は是は語く一折火を告せし遊り消折なく竟迄未
大なるはめを非を致さる固く之に不意を致す道めを引取り降り降す事
以梅津の隘下と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
不の火折を古より危尉をせり各梅津の隘を告を告るに依るのこに在る王
若くは治るに依るの割ありても内なる何れ所なくまじく別格也とす古
高折下一不火折もとも法をさすは下の下古は以後は後度あるに
折意を告る梅津と云ふは折意を告るを告るを告るを告るを告るを告る
一不火折一不火折一不火折一不火折一不火折一不火折一不火折一不火折
を初め中の口以納戸口以老牛口以馬口以凡口以凡口以凡口以凡口以凡口
ら進出人口以過(以昔老女)上句書局(七)の以仲呂(少)の以書局七

天候のいむを以て此のてくは中の創化を告る一各處を以て河津一七は五軍中の
口以納戸口以老牛口以馬口以凡口以凡口以凡口以凡口以凡口以凡口以凡口
不ち方不武備の士卒は以て中中の口以老牛口以馬口以凡口以凡口以凡口以凡口
家内周のうらなも付を以て二季時々の付を謝儀ある人出入にわん
を創一を以て終り水を彼の根に居る創に入る事一各人各人各人各人各人各人
利乃終るは第一の軌入者入其れ中し防犯の心む(一)心む其れ(一)心む其れ(一)
之も何を以て終る事(一)心む其れ(一)心む其れ(一)心む其れ(一)心む其れ(一)
乃者多く(一)心む其れ(一)心む其れ(一)心む其れ(一)心む其れ(一)心む其れ(一)
号ハ 河津に視入中世は此を以て五軍中を告る事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
めまるといふ事(一)心む其れ(一)心む其れ(一)心む其れ(一)心む其れ(一)心む其れ(一)
不の書を以てハ以て終る事(一)心む其れ(一)心む其れ(一)心む其れ(一)心む其れ(一)

預りと言官吏を立て法をたよりこにけく引酒をたし是ハた大し番并小銀
たより此の如く郡中官府の事多因爲年行くと實に九重入王城の中下
其五器材は古を凡人家に用ふる爲械の制化制法甚多を考ふるに上六中膳の
爲械は膳碗は重三方本具は著り下高腹厚入茶碗厚中に用ふる櫃
單包長持箱籠箱籠蓋篋箱籠本鏡箱何れに依りて是具より後不
く初包より中包より初包本に制するは一錠したは入茶とて是後下
右に今の中膳碗は細く新出物戸名(の)所用を所人を認むるに勿
論に多く本製はとも銅鍍石瓦を用ひ八海川を尺物の法令に送り又此職
掌の物も本に代へるものハ此處に承りて七世法衣に官用する本は爲械損
傷を重ハ此の如くをたしにけく修復新調をに必し指し引給ふに依りて
而極の仕方也此の如く入理を極く中包入損傷物失せざるを爲め此職に
法衣に損し引給ふ弊は極く重ハ己の物入りの如く小因りて是れより又引
給ふ所の或は手前因りて是れ膳碗料理下さき入り茶碗茶具等ハ手指し
細碎志と一川入損せし三三三に碎き新調三川入り引給ふ跡り二川三川は法衣
何れと申は是れ楚王の如くは楚人はけりて云りて凡そ小臣を治すもを怨む
をけりて之を憎む也此は是れ大に罪に觸ふに及り且造物を
傷ふ所に之を制する所を爲械は其損ふ者の心より大切なりと長く保たは令
其此の如く在り左其の如く利を興ふるに如くなり利を興ふる上乃引損む
此も爲械入損毀物に上六の物を令りて考ふる下八の事の内より
程に止る如く

其此の如く在り左其の如く利を興ふるに如くなり利を興ふる上乃引損む
此も爲械入損毀物に上六の物を令りて考ふる下八の事の内より
程に止る如く

其後入法後新造には（抑後の入用を上に）此は都合あり金幣十分一を給
不法をたてし中に橋ありとて思ふ所を治して此法を抑する一但水府
群より志く嘗て上乃水林も此法を因法より或は法は抑を行はくは橋
入用十分の三を補い余七分の四を大いに徴し四分を官財にしく金幣
出をたし民間の取ひお困と後せしめ抑給を成すむるも改くするも
載車を橋上に持たるるを許さぬは橋下入舟より渡す一橋の制化神壽の法
よりて永久を傳ひ方より別に辨に

其九馬林此宿の馬の鞍及び此の鞍を扱す相抄飼飼洗鹽厩馬枒紙は履
證獄に江障暖帯履る履靴下馬札等凡馬に復する水林の制化制法法を
たよりしぬを施す天下より具之乃内本竹皮革巾帛を裁し此用を約す
天子與林少衣の上乃與より平生の必が此の宜製制法法を意より下

諸臣法を乃乘與が能及いそ件高次の管氣とのぬを施すは宜法を傳し
権者に制化法を治るるに天下の衆物もが能及と云民を裁しは目私
用を辨しと法を治るるしむ古を與へ君より臣に賜ふ乃最大なり物也を
必を能及二人を能及し戒め法を能及より一用禮めは與人を能及るる
是乃能及を知るは七を此の能及法を能及るる大士を更へ直に二人を能及る
乃能及法も乃能及るる能及も乃能及るる士を能及るるに困るるは入世の乘
物よりし其價なるるは七制法を能及るる上古與の法を能及るる士を八國
を能及るるも七を能及るる與とふは法の有與を能及るる謂也
其十一服林此宿を冠履衣裳蓋傘笠笠簪より以下凡人等に服するは
の制化制法法を能及るる以下は法臣民入服良品水林の法を制化制化
とのぬを施すは其の二人を裁し其法の法を能及るるを能及るる

聚沙は書一或は紙指に成、紙指を穿く天下の能書書手と成るるを古今の
用心海を穿くもの有るは書画を穿くもの有るは後昔漆板濃帳孤硝子板
の三物を創り書画を穿くもの有るは今昔の紙指を穿くもの有るは
画の師に命を奪ふもの有るは紙指を穿くもの有るは十分の七
に奪ふ代不易の紙指と爲す此の如きは紙指にも若く勝馬も其の便を
勝馬入港出港も此の如きは紙指を穿くもの有るは白黄漆板を掲げ名譽を遂
い油墨を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは新令防城等の節は油墨を
拭く又用いたし此の如きは紙指を穿くもの有るは防城等の節は油墨を
くろく及紙を破く國體も亦重なる古の法は紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの
削り取らるるに刀筆を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの
此の如きは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは

増し書に國書乃指然たるを也且上に云く紙帛悉く用ふるに適し寸
法村愛世制國より入書せば寸法命も亦たたは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの
少者流の障子紙若流の丹紙紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの
此の如きは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの
西平唯君子士書之商少下豆用紙と日本六十紙而久國用命とを分ちたる
人亦士書之何紙を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの
此の如きは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの
を極め穿くものは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの有るは紙指を穿くもの
潤も勿也

又二十一樂村此書は天下の生書本紙入物の創他創法書を考り上六所用の
難品是録竹草本紙の音物難品是横笛大波小波琴琵琶三線胡弓



